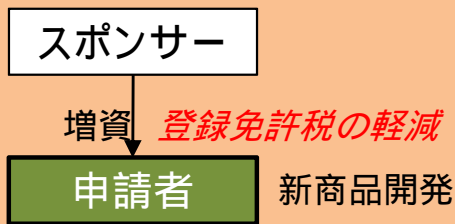


産活法

中堅・中小企業も  
使えます

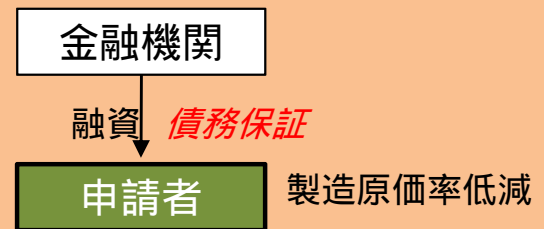
# 事業再構築・経営資源再活用 による事業の強化を応援します！

## 【具体例1】（増資による新商品開発）



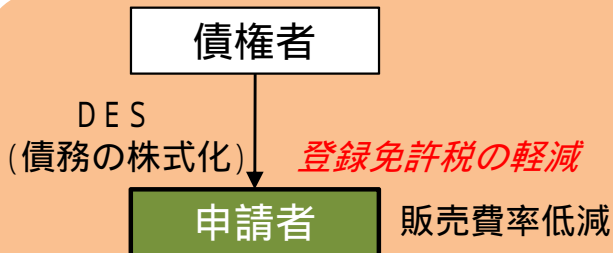
申請者が増資を行い、新商品を開発する

## 【具体例2】（新方式による製造原価率の低減）



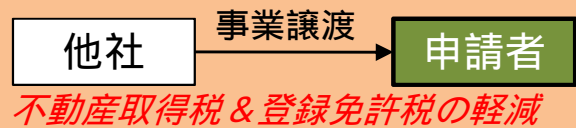
申請者が新しい生産方式を導入し、製造原価率を低減する

## 【具体例3】（債務の株式化、販売費率削減）



申請者が取引金融機関からDESを受けて、販売費率を低減する

## 【具体例4】（事業譲渡）



申請者が他社から事業を譲り受けて、事業を強化する

資金調達  
しやすくなった！

税金が安くなった！

事業再編を  
加速できた！

中小企業でも  
メリットがあった！



詳しくは、こちらからご覧ください →

# どのような事業再構築・経営資源再活用を検討していますか

Q1 以下 or による事業の強化を検討していますか？

Q1 or の  
いずれかを  
検討中

合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業若しくは資産の譲受け、増資、他社の株式の取得、会社の設立等により事業の開始、拡大又は能率の向上を行う

施設の撤去、分割、株式交換、株式移転、事業若しくは資産の譲渡、株式の譲渡、会社の設立、会社の清算等により、事業を縮小又は廃止し、別の事業設備の廃棄、会社の強化する

Q2 以下 ~ のいずれかによる事業の強化を検討していますか？

Q2 ~ の  
いずれかを検討中

「新商品の開発及び生産」又は「新たなサービスの開発及び提供」  
例) 自社の独自技術・ノウハウを生かした新商品を開発・生産する

「新たな生産方式の導入」又は「設備の能率の向上」による製造原価率低減  
例) 高効率生産設備の導入による製品1単位あたり製造原価の低減

「商品の新たな販売方式の導入」又は「サービスの新たな影響方式の導入による販売費率低減、又は売上拡大」  
例) サプライチェーンの改革、新しい顧客カードシステムの導入、インターネット販売による売場面積当り販売費の低減

「新たな原材料、部品等の使用」又は「原材料、部品等の新たな購入方式の導入」による製造原価率低減  
例) 取引先と協力した調達方法の導入による単位あたり製造原価率の低減

Q3 計画終了時の財務は健全なものとなりますか？

Q3健全

Q4 従業員の地位を不当に害するものではありませんか？

Q4害さない

Q5 他社から事業を譲り受ける(承継する)ことを検討していますか？

Q5検討中の場合、経営資源再活用計画でも申請できます

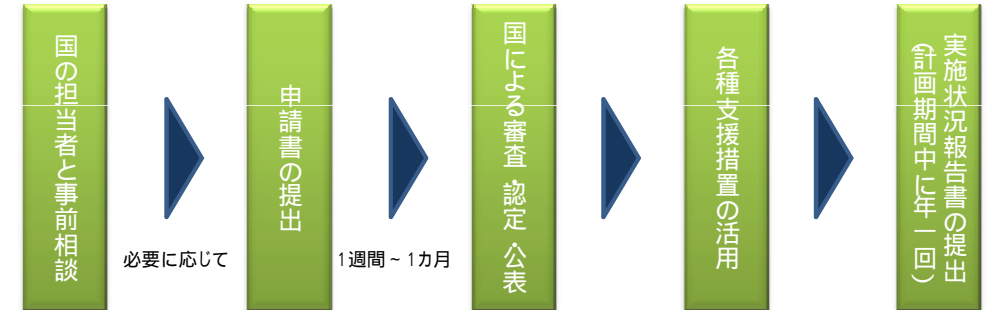
# 事業再構築計画・経営資源再活用計画を申請してみよう

国から産活法の事業再構築計画・経営資源再活用計画の認定を受けると、税制優遇、金融支援、会社法の特例等の各種支援策を活用することができます。(独)中小企業基盤整備機構の債務保証等は、当該実施機関による審査を別途経ることにより活用が可能となります。

資本金や従業員規模、業種の限定はなく、生産性向上、財務健全性など一定の要件を満たせば、どのような企業でも申請できます。

産活法：産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年～)

## 申請手続きの流れ



## 各種支援制度

|         |                                    |                   |              |          |        |       |
|---------|------------------------------------|-------------------|--------------|----------|--------|-------|
| 税制      | 登録免許税の軽減(増資0.7% 0.35%等)            | 登録免許税の軽減          |              |          |        |       |
|         | 事業譲渡・一定の資産譲渡による不動産取得税の軽減(3% 2.5%等) | 租税特別措置法第80条第1項    | 措置の内容        | 通常の税率    | 産活法の特例 | 軽減率   |
|         | 設備の特別償却                            | 1号                | 会社の設立、資本金の増加 | 0.7%     | 0.35%  | 0.35% |
| 金融支援    | 債権放棄時の資産評価損の損金算入                   | 2号                | 合併           | 0.15%    | 0.1%   | 0.05% |
|         | 中小企業基盤整備機構による債務保証                  | 中小企業基盤整備機構による債務保証 |              |          |        |       |
|         | 中小企業投資育成株式会社による設備投資時の株式等の引受け等      | 3号                | 分割           | 0.15%    | 0.1%   | 0.05% |
| 会社法     | 指定金融機関の出資に対する損失補てん                 | 4号(売買)            | 不動産の所有権の取得   | 土地 2.0%  | 1.6%   | 0.4%  |
|         | 略式組織再編(子会社の議決権の2/3以上)              | 5号                | 船舶の所有権の取得    | 2.8%     | 2.3%   | 0.5%  |
|         | 現物出資等の際の検査役調査(取締役・監査役の調査で可)        |                   | 合併時          | 不動産 0.4% | 0.2%   | 0.2%  |
| 民法      | 減資と同時の株式の併合(取締役会決議で可)              | 分割時               | 船舶 0.4%      | 0.3%     | 0.1%   |       |
|         | 事業譲渡時の債権者のみなし同意                    |                   | 不動産 0.8%     | 0.2%     | 0.6%   |       |
| 研究組合法   | 研究組合の組織変更                          |                   | 船舶 2.8%      | 1.2%     | 1.6%   |       |
| LPS法( ) | 外国株式等取得規制の適用除外                     |                   |              |          |        |       |

事業再構築計画の利用可能

詳しくは、経済産業省ホームページでご覧頂くことができます。

<http://www.meti.go.jp/sankatsuhou/>



中小企業基盤整備機構

<保証条件>  
 融資額：原則 50億円以下  
 保証割合：原則 50%、最大70%  
 保証料率：原則 0.4%  
 (必要に応じて0.3%～0.5%)  
 融資期間：原則 運転5年・設備10年以内

中小企業の場合、信用保証協会の信用保証制度のみでは資金調達が困難な事業者に限ります

# 申請窓口・お問い合わせ先

申請窓口は、中核的事業を所管する省庁です。

複数の省庁にまたがる場合は、主な事業を所管する省庁にまず御相談ください。

経済産業省所管の事業については、企業規模に応じて、全国9カ所の地方経済産業局での手続きもできます。

申請書は経済産業省ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.meti.go.jp/sankatsuhou/>)

その他、ご不明な点がございましたら、経済産業省産業再生課にお気軽にご相談ください。

| 省庁                  | 担当分野            | 申請窓口・お問い合わせ先           | TEL          |
|---------------------|-----------------|------------------------|--------------|
| 経済産業省               | 全体              | 産業再生課                  | 03-3501-1560 |
|                     | 製造業、流通・小売業など    |                        |              |
|                     | 中小機構の債務保証、出資円滑化 | 産業資金課                  | 03-3501-1676 |
| 地方<br>経済<br>産業<br>局 | 北海道経済産業局        | 地域経済部地域経済課             | 011-709-1782 |
|                     | 東北経済産業局         | 地域経済部産業支援課             | 022-221-4882 |
|                     | 関東経済産業局         | 地域経済部新規事業課             | 048-600-0276 |
|                     | 中部経済産業局         | 産業部産業振興課               | 052-951-0520 |
|                     | 近畿経済産業局         | 産業部創業・経営支援課            | 06-6966-6014 |
|                     | 中国経済産業局         | 地域経済部地域経済課             | 082-224-5684 |
|                     | 四国経済産業局         | 地域経済部新規事業室             | 087-811-8521 |
|                     | 九州経済産業局         | 地域経済部地域経済課             | 092-482-5430 |
|                     | 沖縄総合事務局         | 経済産業部地域経済課             | 098-866-1730 |
| 金融庁                 | 金融機関など          | 監督局総務課                 | 03-3506-6000 |
| 警察庁                 | 警備業など           | 生活安全企画課                | 03-3581-0141 |
| 総務省                 | 通信・放送業など        | 情報流通振興課                | 03-5253-5748 |
| 財務省                 | 酒造業など           | 国税庁酒税課                 | 03-3581-4161 |
| 厚生労働省               | 医薬品製造業など        | 医政局経済課                 | 03-5253-1111 |
| 農林水産省               | 食品産業など          | 食品産業企画課                | 03-3502-8111 |
| 国土交通省               | 建設業、運輸業など       | 建設市場整備課・政策課            | 03-5253-8111 |
| 環境省                 | 廃棄物処理業など        | 廃棄物・リサイクル対策部<br>産業廃棄物課 | 03-5501-3156 |

## 経済産業省 経済産業政策局 産業再生課

〒100-89801 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-0501-1511(代表)

TEL 03-3501-1560(直通)

<http://www.meti.go.jp/sankatsuhou/>